

総合研究 ●教育と法● 教育と法 研究会

第76回 学校敷地内での子どもの行為と保護者の監督責任

星野 豊（筑波大学准教授）

現行民法では、子どもの行為によつて損害が発生した場合、当該子どもが直接責任を負うことのできない場合には、保護者が代わつて賠償責任を負う旨が規定されている（712条、714条）。しかしながら、子どもが成長していく過程において、常に保護者が直接監視していることは限らない状況が生じてくるものであり、特に学校の敷地内における行為については、保護者の責任の範囲が問題とされる場合も少なくない。本稿では、公立小学校の校庭開放時における、子どもの学校敷地内での行為から発生した

損害に対する、保護者の責任の有無および範囲が争われた、最高裁平成27年4月9日判決・平成24年（受）1948号事件を取り上げ、子ども行為に対する保護者の責任のほか、学校の責任の有無についても、仮定的に考えてみることとした。

A町立（後にB市立）小学校の児童であったCは、放課後、児童らに対して開放されていた校庭で、サッカーゴールに対しサッカーボールを蹴ったところ、ボールが小学校のフェンスを越えて路上に転がり、道路上をバイクで進行してきたDがボールを避けようとして転倒する、という本件事故が発生した。

本件サッカーゴールは、本件校庭の南端に設置されており、本件サッカーゴールの後方約10メートルの場所には門扉の高さ約1・3メートルの門があり、その左右には本件校庭の南端に沿つて高さ約1・2メートルのネットフェンスが設置されていた。また、本件校庭の南側には幅約1・8メートルの側溝を隔てて道路があり、南門と本件道路との間には橋が架けられていた。本件小学校の周辺には田畠も存在し、本件道路の交通量は少なかった。

Dは、本件事故により骨折等の傷害を負い、約1年間の入院後、肺炎により死亡した。Cは、本件事故当時、満11歳11ヶ月の男子児童であり、法律上の責任を独立して負担する能力がないとされる状況にあつた。Cの保護者であるYらは、危険な行為に及ばないよう日頃からCに通常のしつけを施してきた。

1 事実関係・・・・・・・・・・・・

本件事故の発生する前日、Cは、放課後、児童らに対して開放されていた校庭で、サッカーゴールに対しサッカーボールを蹴ったところ、ボールが小学校のフェンスを越えて路上に転がり、道路上をバイクで進行してきたDがボールを避けようとして転倒する、という本件事故が発生した。

本件は、以上の事実関係の下で、Dの遺族であるXらが、Yらに対し、約5000万円の損害賠償の支払を求めた事案である。なお、本件小学校を設置管理するB市は、学校の設備等に瑕疵はなかったとして、Yらの側に補助参加（原告から直接訴えられてはいないが、法律上利害関係を持つと考えた第三者が、自己の利益のために訴訟に参加して、自己の責任の有無等について主張立証する制度）したが、XらはB市の主張に対して一切応答せず、また、Yらも本件小学校の設備に瑕疵があるとは主張しなかつたため、B市の主張は、XY双方から事実上無視されたも同然の状態となつた。

第一審である大阪地裁平成23年6月27日判決・平成19年（ワ）1804号事件は、Dが本件事故により負傷したことのほか、死亡したことについても、Cの行為との間に因果関係が認められるとして、YらはCの保護者として責任を免れないとして、約1500万円の支払をYらに命じた。また、控訴審である大阪高裁平成24年6月7日判決・平成23年（ネ）2294号・同2907号も、Yらには保護者としてCに対

し、サッカーボールが校庭から出ないように指導する義務があったとして、約1100万円の損害賠償の支払を命じた。

本件は、この控訴審判決に対して、Yらが上告受理申立をしたものである。

2 裁判所の判断

原判決破棄、第一審判決取消、請求棄却。

「前記事実関係によれば、満11歳の男子児童であるCが本件ゴールに向けてサッカーボールを蹴つたことは、ボールが本件道路上に転がり出る可能性があり、本件道路を通行する第三者との関係では危険性を有する行為であつたという

「情もうかがわれない。」

ことができるものではあるが、Cは、友人らと共に、放課後、児童らのために開放されていた本件校庭において、使用可能な状態で設置されていた本件ゴールに向けてフリーキックの練習をしていていたのであり、このようなCの行為自体は、本件ゴールの後方に本件道路があることを考慮に入れても、本件校庭の日常的な使用方法として通常の行為である。また、本件ゴールに

はゴールネットが張られ、その後方約10mの場所には本件校庭の南端に沿つて南門及びネットフェンスが設置され、これらと本件道路との間には幅約1・8mの側溝があつたのであり、本

件ゴールに向けてボールを蹴つたとしても、ボールが本件道路上に出ることが常態であつたものとはみられない。本件事故は、Cが本件ゴールに向けてサッカーボールを蹴つたところ、ボ

ールが南門の門扉の上を越えて南門の前に架けられた橋の上を転がり、本件道路上に出たことにより、折から同所を進行していたDがこれを避けようとして生じたものであつて、Cが、殊更に本件道路に向けてボールを蹴つたなどの事情もうかがわれない。」

「責任能力のない未成年者の親権者は、その直接的な監視下にない子の行動について、人身に危険が及ばないよう注意して行動するよう日々頃から指導監督する義務があると解されるが、本件ゴールに向けたフリーキックの練習は、上記各事実に照らすと、通常は人身に危険が及ぶような行為であるとはいえない。また、親権者の直接的な監視下にない子の行動についての日

頃の指導監督は、ある程度一般的なものとならざるを得ないから、通常は人身に危険が及ぶものとはみられない行為によつてたまたま人身に損害を生じさせた場合は、当該行為について具体的に予見可能であるなど特別の事情が認められない限り、子に対する監督義務を尽くしていくなかつたとすべきではない。」

「Cの父母であるYらは、危険な行為に及ばないよう日頃からCに通常のしつけをしていたというのであり、Cの本件における行為について具体的に予見可能であつたなどの特別の事情があつたこともうかがわれない。そうすると、本件の事実関係に照らせば、Yらは、民法714条1項の監督義務者としての義務を怠らなかつたといつべきである。」

③ 問題点の考察・・・・・・・・・

本件は、学校の校庭開放中における子どもの行為に対して、保護者がどの程度の法律上の義務を負うべきかについて、興味深い判断を示したものである。また、本件ではたまたま争われ

ることがなかつたものの、本件小学校における設備の瑕疵の有無についても、通常であれば問題とされていた可能性が高いように思われる。実際、本件以外に子どもの蹴ったサッカーボールによる損害が問題となつた裁判例としては、大分地裁平成25年6月20日判決・平成19年(ワ)813号事件、およびその控訴審である福岡高裁平成26年1月31日判決・平成25年(ネ)711号・同889号事件があり、ボールが校舎内に飛び込んで教員の顔面に命中した、という事案で、学校を設置管理をする地方自治体に学校設備の瑕疵に基づく責任が認められる。なお、この事件では、ボールを蹴った児童の保護者の責任については、第一審では賠償義務が認められたものの、控訴審ではボールを蹴った児童の行為に義務違反がないとされ、教員からの請求が棄却されている。

一般論として、違法な行為によつて被害者に損害を負わせた者は、かかる違法行為が故意または過失に基づく場合には、発生した損害を賠償する責任を負う、とされている(民法709条)が、本件のように、子どもの行為に対する

保護者の責任については、多少議論が複雑となっている。すなわち、前述のとおり、現行民法は、一定年齢以下(状況によつて多少異なるが、おおむね12歳から13歳程度)の子どもの行為に基づいて発生した損害に対しては、子どもに法律上の責任を負わせず、保護者が代わつて責任を負う、としているわけであるが、この場合、保護者の責任の有無および範囲は、「子どもの監督者として保護者が負うべき義務」にどの程度違反したかのみによつて定まり、損害を発生させた子ども自身の故意過失は、法律上問題とされることがない。従つて、本件でYらが保護者としての責任を負うべきか否かは、専らCに対する指導あるいはしつけをどのように行ってきたかによつて定まることとなるから、本件校庭の構造やサッカーボールをCが蹴った時の態様については、かかる状況を前提としてYらがCに対する指導あるいはしつけを行うべきであると考えるか否かによつて、異なる結論が導かれる。

以上の議論を前提として、本判決の判断を再検討してみると、本判決は、学校敷地内における

る子どもの行為については、保護者の指導は一般的抽象的なものにとどまらざるを得ないところ、特に危険な行為であって、かつ、かかる危険性を保護者が知っていたというような特段の事情がない限り、一般的な指導あるいはしつけを行ってきた保護者としては、子どもの一般的には危険とは言えない行為によって生じた損害については、保護者としての責任を免れる、と判示している。この判示は、前述した法律論との関係では一貫したものであり、かつ、子どもが学校敷地内で活動している場合における保護者の監督の実効性についても配慮したものと評価することができる半面、学校ないしその付近で子どもの行為により発生した損害については、保護者に対して責任を負わせることが、事実上困難となることを意味している。

そうすると、損害を受けた被害者は、学校敷地内における子どもの行為により学校付近で損害を受けた場合には、事実上学校の指導監督、あるいは設備の瑕疵によつて損害が生じた、とうすると、学校としては、学校敷地内の子ども

の行為について、被害者に対する法律上の責任を負わないように体制をととのえる必要が生ずるが、授業中のように学校の指導監督が一般的に及んでいる状況であればともかく、放課後の校庭開放時の子どもの行動について、学校がどこまで指導監督の義務を負っているか、また、どの程度の設備を調えたうえで校庭開放を実施すべきかは、学校にとつてかなり難しい問題を投げかけるものと言わざるを得ない。

雑な経過をたどっている。要するに、本件では何らかの事情により当事者間における話し合いの余地が事実上なくなってしまい、裁判所も学校も紛争解決の仲介者としての役割を果たせないまま、双方当事者が長期間にわたって争う結果となつたようである。このように、本件事故から最高裁判決に到るまで、10年以上の歳月が経過していることは、具体的事件の勝訴敗訴に關係なく、双方の当事者に対して望ましくない影響が及び得ることが懸念される。特に、当時子どもであつたCの成長に対し及んだ影響は、決して無視できるものではないものと思われる。もつとも、これは、現行法制度が前提としている、被害者と加害者とが当事者として対立する構造の下で訴訟を進行させることにより生じうる、実質的な問題点の典型例であるた

生じうる、実質的な問題点の典型例であるため、将来においては、損害が生じた場合における被害者の救済と、加害行為をしてしまった者に対する適切な制裁ないし指導とを、別の制度として分離して対処していくことを、新たな法制度として設計し直す必要性が大きいものと考えられる。